



大阪労農記者クラブ扱い

大阪労働局発表
平成21年12月14日

担 当	大阪労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 宮原 純治 主任需給調整指導官 砂 修 電話 06-4790-6316 FAX 06-4790-6309
--------	--

一般労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

大阪労働局（局長：石井 淳子）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、一般労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分一般労働者派遣事業主

名 称	株式会社トーコー
代表者の職氏名	代表取締役 吉川 和弘
所在地	大阪府枚方市上島町12番20号
許可に関する事項	許可年月日 昭和61年7月1日 許可番号 般27-130002

第2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づき労働者派遣事業改善命令
(改善命令の内容は下記第4のとおり)

第3 処分理由

トーコーは、繰り返し是正指導されていたにもかかわらず、複数の事業所において同様の法違反が認められたことから、大阪労働局長から全契約の点検・是正を指示した。これに対し、点検し、是正した旨報告していたにもかかわらず、その後も依然として法違反を行っていたことから、是正指導が行われ、当該事案は是正したところであるが、さらに、今般、次の1～3の法違反を行っていたこと。

1 北 大 阪 支 店

- ① 平成21年4月30日付けで退職している派遣元責任者の変更届を同年11月2日現在においても提出しなかったこと。(労働者派遣法11①)
- ② 派遣元責任者としての職務を遂行できない者を、派遣元責任者として労働者派遣契約及び派遣元管理台帳に記載するとともに、派遣労働者に対し明示し、労働者派遣を行ったこと。(労働者派遣法26①、34①、36、37①)

2 京 阪 支 店

- ① 派遣元責任者としての職務を遂行できない者を、派遣元責任者として労働者派遣契約及び派遣元管理台帳に記載するとともに、派遣労働者に対し明示し、労働者派遣を行ったこと。(労働者派遣法26①、34①、36、37①)
- ② 派遣労働者に就業条件等の明示を行わず、派遣元管理台帳を作成することなく、労働者派遣を行ったこと。(労働者派遣法34、37)

3 大 阪 支 店 及 び 大 東 事 業 所

派遣労働者のうち45歳以上の者について、「45歳以上である旨」を派遣先に通知せず、労働者派遣を行ったこと。(労働者派遣法35)

第 4 労働者派遣事業改善命令の内容

- 1 労働者派遣事業、請負事業にかかる全社総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

総点検にあたっては、繰り返し違反のあった次の法条項について、特に重点的に点検すること。

- ・労働者派遣法第26条第1項（労働者派遣契約の内容）
- ・労働者派遣法第34条（就業条件等の明示）
- ・労働者派遣法第35条（派遣先への通知）
- ・労働者派遣法第36条（派遣元責任者）
- ・労働者派遣法第37条（派遣元管理台帳）

- 2 第3に記載した法違反発生の原因を究明し、再発防止のための措置を講じること。

- 3 派遣元事業主の責任において、全社にわたり遵法体制を整備すること。

参 考

○労働者派遣法

(変更の届出)

第11条 一般派遣元事業主は、第5条第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が一般労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

※(一般労働者派遣事業の許可)

第5条

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

四 第36条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

○労働者派遣法施行規則

第8条 法第11条の規定による届出をしようとする者は、法第5条第2項第4号に掲げる事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して30日以内に、(中略)当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当しない場合にあつては一般労働者派遣事業変更届出書(様式第5号)を、(中略)厚生労働大臣に提出しなければならない。

(契約の内容等)

第26条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差違に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

一 派遣労働者が従事する業務の内容

二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業(以下「派遣就業」という。)の場所

三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

六 安全及び衛生に関する事項

七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項

八 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、当該紹介予定派遣に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

○労働者派遣法施行規則

第22条 法第26条第1項第10号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項

(就業条件等の明示)

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であって当該派遣労働者に係るもの

三 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあっては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

(派遣先への通知)

第35条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

三 その他厚生労働省令で定める事項

○労働者派遣法施行規則

第28条 法第35条第3号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 派遣労働者の性別(派遣労働者が45歳以上である場合にあってはその旨及び当該派遣労働者の性別、派遣労働者が18歳未満である場合にあっては当該派遣労働者の年齢及び性別)

(派遣元責任者)

第36条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第6条第1号から第4号までに該当しない者(未成年者を除く。)のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

- 一 第32条、第34条、第35条、前条第2項及び次条に定める事項に関すること。
- 二 当該派遣労働者に対し、必要な助言及び指導を行うこと。
- 三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- 四 当該派遣労働者等の個人情報の管理に関すること。
- 五 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣先との連絡調整を行うこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、当該派遣先との連絡調整に関すること。

(派遣元管理台帳)

第37条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 八 その他厚生労働省令で定める事項

○労働者派遣法施行規則

第31条 法第37条第1項第8号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 三 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他の労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○労働者派遣法施行規則

第55条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委

任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

(罰 則)

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第11条第1項、第13条第1項、第19条第1項、第20条若しくは第23条第3項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第11条第1項若しくは第19条第1項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第34条、第35条、第35条の2第1項、第36条、第37条、第41条又は第42条の規定に違反した者